

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	年金生活者支援給付金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、年金生活者支援給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

練馬区長

公表日

令和2年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	年金生活者支援給付金事務
事務の概要	<p>老齢基礎年金の受給者のうち、所得額が一定の基準(家族全員の住民税が非課税で「前年の年金収入+その他所得の合計額」が老齢基礎年金の満額以下であること。)を下回る者に、国民年金の納付済み期間および保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金を支給する。また、所得が逆転しないよう、所得基準を上回る一定の者に、国民年金の保険料納付済み期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給する。さらに、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者のうち、所得額が一定の基準を下回る者も対象となる。</p> <p>当区では、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)と行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・第1号被保険者期間のみを有し、老齢基礎年金の新規裁定請求をする者の老齢年金生活者支援給付金および第1号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金等の請求を受け付け、日本年金機構へ報告する(審査、認定および支給事務は日本年金機構が行う。)</p>
システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金請求書(紙帳票)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">番号法第9条第1項および別表第一の95の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第68条の2年金生活者支援給付金の支給に関する法律第5条、第12条、第17条、第22条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施しない] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	区民部 国保年金課
所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 国保年金課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4551

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	練馬区は、年金生活者支援給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	練馬区は、国民年金の年金生活者支援給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	その他の変更
令和1年6月25日	関連情報 評価実施機関における 担当部署 所属長の 役職名	国保年金課長 遠藤 裕子	国保年金課長	事後	その他の変更
令和1年6月25日	しきい値判断項目 対 象人数 いつ時点の計測か	平成31年4月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	その他の変更
令和1年6月25日	しきい値判断項目 取 扱者数 いつ時点の計測か	平成31年4月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	その他の変更
令和2年6月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	練馬区は、国民年金の年金生活者支援給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	練馬区は、年金生活者支援給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	その他の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月25日	<p>関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 事務の概要</p>	<p>老齢基礎年金の受給者のうち、所得額が一定の基準(家族全員の住民税が非課税で「前年の年金収入 + その他の所得の合計額」が老齢基礎年金の満額以下であること。)を下回る者に、国民年金の納付済み期間および保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金を支給する。また、所得が逆転しないよう、所得基準を上回る一定の者に、国民年金の納付済み期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給する。さらに、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者のうち、所得額が一定の基準を下回る者も対象となる。なお、令和元年10月の消費税10%引き上げの実施に伴い施行予定である。</p>	<p>老齢基礎年金の受給者のうち、所得額が一定の基準(家族全員の住民税が非課税で「前年の年金収入 + その他の所得の合計額」が老齢基礎年金の満額以下であること。)を下回る者に、国民年金の納付済み期間および保険料免除期間を基礎とした老齢年金生活者支援給付金を支給する。また、所得が逆転しないよう、所得基準を上回る一定の者に、国民年金の納付済み期間を基礎とした補足的老齢年金生活者支援給付金を支給する。さらに、障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者のうち、所得額が一定の基準を下回る者も対象となる。</p>	事後	その他の変更
令和2年6月25日	<p>関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 事務の概要</p>	<p>・第1号被保険者期間のみを有し、老齢基礎年金の新規裁定請求をする者の老齢年金生活者支援給付金および第1号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金等の請求を受け付け、日本年金機構へ報告する(審査、認定および支給事務は日本年金機構が行う。 なお、年金生活者支援給付金の支給は、令和元年10月施行予定だが、請求の事前受付は平成31年4月から実施している。</p>	<p>・第1号被保険者期間のみを有し、老齢基礎年金の新規裁定請求をする者の老齢年金生活者支援給付金および第1号被保険者期間等に初診日のある者に係る障害年金生活者支援給付金等の請求を受け付け、日本年金機構へ報告する(審査、認定および支給事務は日本年金機構が行う。</p>	事後	